

北海道倶知安町「宿泊税」の新設

北海道倶知安町から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

新設される倶知安町宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	北海道倶知安町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
納税義務者	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税率	宿泊料金の 2%
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（初年度）約 273 百万円 （平年度）約 380 百万円
非課税事項	・修学旅行その他規則で定める学校行事に参加しているもの及びその引率者 ・倶知安町内で職場体験を行うもの
徴税費用見込額	（初年度）約 26 百万円 （平年度）約 30 百万円
課税を行う期間	条例施行後 5 年を目途に見直し規定あり

平成 30 年 12 月 13 日 倶知安町議会にて条例案可決

平成 31 年 1 月 22 日 総務大臣協議

同 年 4 月 19 日 総務大臣同意

（同 年 11 月 1 日 条例施行予定）

担当：自治税務局企画課 卯田係長、花房
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659